

茅ヶ崎市総合評価方式試行ガイドライン

令和 7 年 6 月（改訂版）

経営総務部契約検査課

目 次

1	はじめに	1
2	総合評価方式について	2
(1)	総合評価方式の概要	2
(2)	総合評価方式のメリット	2
(3)	総合評価方式のタイプ	2
3	茅ヶ崎市での総合評価方式の試行	3
(1)	総合評価方式のタイプ等	3
(2)	評価項目、評価基準等の内容	3
(3)	落札候補者及び落札者の決定方法	7
(4)	学識経験者からの意見聴取	8
(5)	評価内容の担保	8
(6)	総合評価方式に関する事項の公表	9
(7)	入札・契約手続きの流れ	9

1 はじめに

公共工事においては、経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の市民のために確保されなければなりません。厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、価格競争の激化に伴い、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっています。このような背景のもと「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月に施行、また「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が同年8月に示されています。優良な社会資本整備、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除、建設業者の育成、談合防止等を目的として価格及び品質の両方を総合的に評価する総合評価方式を導入していくことといたしました。

このガイドラインは、茅ヶ崎市において総合評価方式の試行にあたって効率的かつ円滑に実施するため試行に関する基本的事項を示すものです。

なお、このガイドラインによらないで、総合評価方式を試行するときは、その都度別に定めることとします。

2 総合評価方式について

(1) 総合評価方式の概要

ア 総合評価方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式です。価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達が可能になります。

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高いものを落札者とするることにより、予定価格の範囲内で最も品質の良い施工業者を選定します。総合評価方式においては、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や、同種工事の施工実績、工事成績等が評価の対象となります。

ウ 総合評価方式における「品質」とは、工事目的物そのものはもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性、つまり工事そのものの質も含まれます。

(2) 総合評価方式のメリット

ア 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができる。

イ 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができる。

ウ 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術的向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献する。

エ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できる。

オ 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図られ納税者の理解を促進する。

(3) 総合評価方式のタイプ

ア 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することは重要であるため、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

イ 市区町村向け簡易型（特別簡易型）

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式である。

市区町村によっては、技術系職員の不足等により公共事業発注のための体制が十分に

整備されていないという実態にも配慮し、入札参加者の施工能力をより簡易に評価することにより、発注者にとって過重な事務負担を軽減しつつ、価格以外の要素を適切に盛り込むことを目的としている。

ウ 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

エ 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認める等、提案範囲の拡大に努め、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

3 茅ヶ崎市における総合評価方式の試行

(1) 総合評価方式のタイプ等

総合評価方式は、個々の工事の特性に応じ、総合評価方式のタイプ、評価項目、評価基準などを設定し、評価方法を決定します。

本市での試行における総合評価方式のタイプは、簡易型又は市区町村向け簡易型（特別簡易型）とし、1,000万円以上の工事で行います。

また、原則として、現行の入札・契約制度を準用し、入札に関する詳細については入札公告等で定めます。

なお、今後、本ガイドラインに基づき試行される総合評価方式を検証し、実施方法等について検討を行っていきます。

(2) 評価項目、評価基準等の内容

個々の工事の特性に応じ、次のア～ウの評価項目やその内容を設定しそれぞれの評価基準により評価し、配点します。なお、各評価項目の配点の合計点は最高41.5点とします。

評価のために、入札参加資格確認申請者（以下「入札参加者」という。）は、同種工事の施工実績や工事成績などの評価項目に関する技術資料の提出が必要となります。技術資料の内容が不適切である場合には当該工事の入札参加水準を満たしていないものと判断し、技術評価点を計算せず、当該入札者の入札を無効とします。

ア 企業の施工能力

(ア) 簡易な施工計画の技術的所見

工事案件毎に当該工事の内容を考慮し、次の4項目から1項目以上を選択し、技術

的な評価をします。配点は「1項目5点とし、最高20点」とします。

- ・品質管理等
- ・施工上の課題
- ・安全対策
- ・工程管理

なお、誹謗中傷、各種法令違反及び施工計画と無関係な記述がある場合、又は全ての評価項目について提案内容の記述が無い場合は、評価しません。また、簡易な施工計画の技術的所見については、施工時に履行の確認を行い、履行がなされない場合はペナルティの対象とします。

(イ) 同種工事の施工実績

- ・過去5年間（年度）に完成し、引渡しが終了した茅ヶ崎市又は他の公共機関等（※別表下段の注1）の工事のうち、元請けとして受注した同種工事の施工実績について評価します。配点は「2点～0点」とします。
- ・施工実績は、有効期間や茅ヶ崎市又は他の公共機関等（※別表下段の注1）での受注施工実績の条件を別に定めます。
- ・同種工事の設定にあたっては、当該工事の内容、規模・難易度・入札参加者が提出する書類（CORINSデータ、契約書等）等を勘案し工事案件毎に設定します。例えば、元請けとして、同程度（評価対象工事の設計金額の5割）以上などの工事実績をいいます。

(ロ) 工事成績評定の実績

- ・過去3年間（年度）に完成し、引渡しが終了した茅ヶ崎市発注工事のうち、元請けとして受注した同種工事全てを対象として、その工事成績評定点の平均点（小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで算出する。）を評価します。配点は「2点～－2点」とします。対象となる工事が無い場合は、0点とします。
- ・工事成績評定点とは、茅ヶ崎市工事監督規程（昭和63年訓令第7号）第14条第2項及び茅ヶ崎市工事検査規程（昭和63年訓令第8号）第11条第2項の規定に基づく成績評定での評定点をいいます。

(ハ) ISO9001の認証取得

- ・入札公告日時点における品質マネジメントシステムに関わる国際規格であるISO9001の取得の有無について評価します。配点は「1点又は0点」とします。

(ニ) 優良建設工事表彰等の授賞実績等

- ・茅ヶ崎市又は他の公共機関等（※別表下段の注1）で入札公告日時点前2年度内の優良建設工事表彰等の授賞実績又は、入札公告日時点前年度完成工事（契約金額が500万円以上）の工事成績評定点が80点以上の工事实績（入札公告日時点前年度に茅ヶ崎市指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けた者を除く。）について評価します。他の公共機関等（※別表下段の注1）の案件を審査対象とす

る場合は、受賞内容、工事成績評定点が確認できる書類（写し）の提出があった場合に限ります。配点は「1点又は0点」とします。

イ 配置予定技術者の能力

(ア) 配置予定技術者の保有資格

- ・入札公告日時点における配置予定技術者の保有資格の有無について評価します。配点は「1点又は0点」とします。
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）で定める配置技術者の資格の有無を評価します。
- ・保有資格が無い場合（実務経験を含む）は評価しません。

(イ) 配置予定技術者の施工実績

- ・過去5年間（年度）に完成し、引渡しが終了した茅ヶ崎市発注工事のうち、元請けの建設業法（昭和24年法律第100号）で定める配置技術者として従事した同種工事の施工実績について評価します。配点は「1点又は0点」とします。
- ・資格が無い場合（実務経験を含む）は評価しません。

(ロ) 配置予定技術者の工事成績評定

- ・過去5年間（年度）に完成し、引渡しが終了した公共工事（※別表下段の注2）のうち、元請けの技術者（監理技術者又は主任技術者）として契約時から8割以上の期間従事した同種工事の工事成績評定点の最高点を評価します。配点は「2点～0点」とします。

なお、他地方公共団体発注工事を審査対象とする場合は、その内容が確認できる場合に限ります。

(ハ) 配置予定技術者の過去の同種工事における優良建設工事表彰等の受賞実績

- ・配置予定技術者が配置されていた同種工事において、茅ヶ崎市又は他の公共機関等（※別表下段の注1）で入札公告日時点前2年度内の優良建設工事表彰等を受賞した実績について評価します。他の公共機関等（※別表下段の注1）の案件を審査対象とする場合は、受賞内容、工事成績評定点が確認できる書類（写し）及び対象工事に配置されていたことを証する書類の提出があった場合に限ります。配点は「1点又は0点」とします。

(ニ) 配置予定技術者の若手技術者としての施工実績

- ・過去5年間（年度）に完成し、引渡しが終了した同種の公共工事（※別表下段の注2）のうち、配置予定技術者が工事完成時に35歳未満で、受注者（元請）の主任技術者又は監理技術者として従事していた場合に評価します。他地方公共団体発注工事を審査対象とする場合は、その内容が確認できる場合に限ります。金額規模は問いません。ただし、現場代理人としての施工実績は評価対象外とします。配点は「0.5点又は0点」とします。

ウ 企業の社会性、信頼性及び地域経済への貢献

(7) 営業拠点の所在地

- ・入札公告日時点における本社又は本店が茅ヶ崎市内に所在するかどうかを評価します。配点は「1点又は0点」とします。

(4) 災害時等の地域貢献

- ・入札公告日時点における茅ヶ崎市又は他の公共機関等（※別表下段の注1）との災害協定の締結の有無について評価します。締結者が団体の場合は、その構成員も評価します。配点は「1点又は0点」とします。
- ・過去5年間（年度）の災害時における本市に係る緊急対応作業実績の有無について評価します。配点は「1点又は0点」とします。

(5) 特定な施策への取り組み

- ・入札公告日時点における特定な施策への取り組みを評価します。1件の配点は0.5点とし、以下該当件数に応じて「4. 0点～0点」とします。
- ・建設キャリアアップシステムへの事業者としての登録を評価します。登録状況は公告日時点で登録が認められている場合とします。
- ・ISO14001又はEA（エコアクション）21の取得状況の有無について評価します。
- ・障がい者の雇用促進等に関する法律に基づく雇用が義務付けられている企業で、法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障がい者を3箇月以上雇用している場合について評価します。ただし、役員は対象としません。
- ・男女共同参画（育児・介護休業制度、子どもを持つ従業員向け時短制度、中途退職女性復帰制度）の導入の有無について評価します。
- ・建設業労働災害防止協会への加入は入札公告日時点における建設業労働災害防止協会の神奈川県支部への加入の有無について評価します。
- ・直接的かつ恒常的に3か月以上雇用関係のある若年層（35歳未満）を雇用している場合、評価します。
- ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険、建設業退職金共済制度、及び法定外労働災害補償制度の全てに加入しており、かつ、退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している場合、評価します。
- ・協力雇用主制度への登録を評価します。登録状況は公告日時点で登録が認められている場合とします。

(6) 地域経済への貢献

- ・当該工事における茅ヶ崎市内企業（茅ヶ崎市に本社又は本店を有する者）による自社施工又は下請け（1次下請けのみ）に茅ヶ崎市内企業を活用した割合について評価します。ここでいう下請けは、建設業法第24条の8に定める施工体制台帳に記載されたもののうち、本工事において同法第2条に定める建設工事に従事するものとします。配点は「2点～0点」とします。

茅ヶ崎市内企業が受注者の場合は、自社による施工又は下請けに茅ヶ崎市内企業を活用した割合を評価します。市外企業が受注者の場合は、下請けに茅ヶ崎市内企業を活用した割合を評価します。工事を受注した者は、工事完成時に、申告した割合を下回った場合は、工事評価が3点減点となります。

(オ) 地域支援事業への貢献

- ・子ども未来応援基金への寄附実績を評価します。現年度納入分を対象として、金額の制限については設けず、寄附実績への貢献を評価します。配点は「1点～0点」とします。

エ 共同企業体の取扱い

過去の共同企業体での実績等の取扱いは基本的に次のとおりとし、案件ごとに入札公告に定めるものとします。

(ア) 特定建設工事共同企業体での実績

- ・共同施工方式（甲型共同企業体）では、代表者又は構成員にかかわらず対象とし、分担施工方式（乙型共同企業体）では、同種工事を担当していた者に限り対象とします。
- ・ただし、共同企業体での出資比率は次の表に示す率以上であることとします。

構成員の数（代表者含む）	出資比率
2者	30%以上
3者	20%以上

(イ) 経常建設共同企業体での実績

- ・対象外とします。

(3) 落札候補者及び落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と価格以外のその他の要素である「評価項目」を総合的に評価し、指標である「評価値」が最も高い者を選定します。具体的には以下のとおりです。

ア 入札参加資格確認申請者に、同種工事の施工実績や工事成績等の「評価項目」に関する資料の提出を求め、あらかじめ設定した評価基準に基づき配点し、その点数（施工能力評価点）（最高41.5点）と標準点（100点）の合計点を入札価格で割って、評価値を算出します。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

$$= (\text{標準点} + \text{施工能力評価点}) / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

※ この評価方式を「除算方式」といいます。

※ 入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格とします。

※ 評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てます。

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをしたもののうち、「評価

値」が最も高い者を落札候補者とします。ただし、低入札価格調査制度の対象となるため、「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定します。調査基準価格を下回る入札があった場合は、茅ヶ崎市公共工事低入札価格調査委員会設置要綱に基づき調査を実施し、落札候補者を決定します。なお、失格基準価格未満の入札は失格とします（失格基準価格は1円未満切り捨て）。

ウ 落札候補者が複数いる場合は、くじにより落札候補者を決定します。

(4) 学識経験者からの意見聴取

総合評価方式では、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、地方自治法施行令において、「総合評価競争入札において落札者決定基準を定めようとするとき」、「落札者決定基準についての意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴いたときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には当該落札者を決定しようとするとき」に、あらかじめ二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないとされています。

本市では、総合評価方式の試行においても次に掲げるいずれかの方法により学識経験者から意見聴取することとします。

ア 学識経験者との面談により意見を聴取する。

イ 学識経験者から意見を記した書面（電子データを含む。）を郵便、電子メールその他の手段により収受する。

(5) 評価内容の担保

総合評価方式の実施にあたっては、落札者の提示した簡易な施工計画の技術的所見はすべて契約内容となるため、これらを履行できなかった場合の措置をあらかじめ定めることとします。

ア 簡易な施工計画の履行に関する事項

受注者は、簡易な施工計画の内容を「施工計画書」に記載し、履行しなければなりません。ただし、発注者が実施を認めない旨の指示をした内容は除きます。

発注者は、不履行が判明した時点で、すみやかに「文書注意（通知）」を行い当該内容の履行を促すものとします。

さらに、「文書注意（通知）」を行っても履行されない場合は、「文書注意（指示）」を行い再度当該内容の履行を促すこととします。その不履行が、受注者の責によるものである場合、再度の施工を原則とするとともに、工事成績評定点を減じます。

さらに、その不履行が、受注者の責によるものであり、「文書注意（指示）」を行っても履行されない場合、又は再度の施工が困難な場合、発注者の書面指示による施工等を原則とするとともに、工事成績評定点を減じます。

また、簡易な施工計画の不履行が工事目的物の契約不適合に該当する場合は、工

事請負契約書に基づき契約不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求するものとします。

さらに、簡易な施工計画に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償請求を行うことも検討します。

イ 配置予定技術者の配置に関する事項

受注者は、技術資料に記述した配置予定技術者を主任技術者（監理技術者）として配置しなければなりません。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明出来る資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者）の変更をすることが出来ます。その場合、変更後の主任技術者（監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した合計と、同点以上の評価となる技術者でなければなりません。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減じます。

ウ ペナルティの設定（工事成績評定点の減点）

- ① 文書注意（通知）後に履行された場合 …………… 減点なし
- ② 文書注意（指示）後に履行された場合 …………… 提案内容ごとに 1 点減点
- ③ 文書注意（指示）後も不履行の場合 …………… 提案内容ごとに 3 点減点
- ④ 再度の施工が困難な場合 …………… 提案内容ごとに 3 点減点
- ⑤ 同点以上の評価となる技術者が配置された場合 …………… 減点なし
- ⑥ 同点以上の評価となる技術者が配置されなかった場合 …………… 3 点減点
- ⑦ 地域経済への貢献について申告割合を下回った場合 …………… 3 点減点

(6) 総合評価方式に関する事項の公表

手続きの透明性・公平性を確保するため、総合評価方式の評価方法や落札決定方法などの手続きについては、入札公告、本ガイドライン等において明示します。また、落札結果及び評価結果を公表します。

(7) 入札・契約手続きの流れ

総合評価方式による入札・契約手続きの概要は次のとおりです。



